

# 建設アスベスト訴訟 最高裁判決

最高裁は5月17日、東京・神奈川・京都・大阪の建設アスベスト訴訟において、国と建材メーカーの責任を認める判決をだしました。国は原告に謝罪し補償制度を柱にした解決を提示し原告団と合意。全国の仲間の力で勝ち取った歴史的成果です。

# 国と建材メーカーに

# 勝利

## 建設アスベスト被害者に来春から国の給付金制度が成立

最高裁判決は、国の違法を認定、屋内現場の建設作業従事者を救済しました。また建材メーカーの共同不法行為を認め、市場シェアの高い企業等が共同して被害者に賠償することを命じました。

菅首相は5月18日、全国の原告代表と面会し、謝罪しました。

さらに、①九州訴訟をはじめとする、全国で係争中の訴訟の統一和解、②未提訴被害者への給付金制度の創設、③石綿被害の防止策や医療体制の確保策、補償のあり方などを継続的に協議する、とした

「基本合意書」に調印しました。国の「給付金」を支給する法律が6月9日に成立し、2022年度から支給が始まるとされています。



福岡県建設労働組合

福岡市南区清水1丁目22-9 TEL 092-511-4703



# 全国13年・九州10年の運動で勝ち取った成果 建材メーカーの製造責任も追及し全面救済へ

建設アスベスト訴訟、最高裁で勝訴！ 国と企業の賠償責任が確定しました！  
一人親方も救済され、企業の共同不法行為が認められました。  
原告・弁護団の皆さん、そして組合の仲間が力を合わせた成果です。  
すべての皆さんの奮闘に心から敬意を表します。  
一方、屋外労働者や、1975年～2004年の間での就労がない被害者は切り捨てるという過酷な線引は極めて不当です。  
「建設」という同じ仕事、同じ「被害」。区別なく救済されなければなりません。  
「すべての建設アスベスト被害者の救済」まで、ともに頑張ってください。

江口 謙二 福建労執行委員長

## たたかひの歴史

- 2008年 5月16日 全国初の建設アスベスト訴訟提訴(東京)
- 2011年 1月16日 福岡建設じん肺・アスベスト被害者と家族の会 (あさがおの会) 発足
- 10月 5日 建設アスベスト九州訴訟第1陣 福岡地裁に提訴
- 2012年 5月25日 建設アスベスト訴訟 初判決  
原告の請求を棄却する不当判決(神奈川訴訟1陣)
- 12月 5日 国に対し初の勝訴判決を勝ち取る(東京訴訟1陣)
- 2014年11月 7日 建設アスベスト九州訴訟(1陣) 福岡地裁判決  
東京訴訟判決に続き、国の責任を認める
- 2016年 1月29日 関西(京都)訴訟判決にて  
アスベスト建材企業への責任を初めて認める
- 2018年 2月26日 建設アスベスト九州訴訟第2陣 福岡地裁に提訴
- 3月14日 東京訴訟(1陣)の高裁判決にて  
一人親方に対する国の責任が初めて認められる
- 2019年11月11日 建設アスベスト九州訴訟(1陣) 福岡高裁判決  
一部アスベスト建材企業と国の責任を認める
- 2020年12月14日 東京訴訟(1陣)にて、最高裁が国の上告を  
不受理としたため、国の敗訴が初めて確定
- 12月23日 田村厚労大臣が東京の原告に謝罪
- 2021年 3月24日 「建設アスベスト問題の早期解決を求める国への  
意見書」が福岡県議会にて全会一致で採択される
- 5月17日 首都圏(東京・神奈川)・関西(大阪・京都)訴訟  
最高裁判決 国と一部建材製造企業に勝訴が確定
- 5月18日 菅首相 首相官邸にて原告団へ謝罪
- 6月 9日 アスベスト被害給付金法が成立(2022年度より施行)



九州訴訟提訴に向かう原告 (2011年10月)



高裁判決にて国と建材企業に勝訴 (2019年11月)



原告に菅首相が謝罪(2021年5月)

## 国の建設アスベスト賠償給付金制度とは

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

## 給付金の申請条件

### 建設作業従事歴



### アスベスト関連疾患

1972年～1975年 石綿吹付け作業  
1975年～2004年 建設屋内作業  
(石綿吹付け作業含む)

悪性中皮腫 肺がん  
石綿肺 びまん性胸膜肥厚  
良性石綿胸水

※労働者、一人親方、中小事業主のいずれの働き方でも給付金の支給対象になります。

## 給付金額

- 1 石綿肺(管理区分2)でじん肺法所定の合併症のない者 550万円
- 2 石綿肺(管理区分2)でじん肺法所定の合併症のある者 700万円
- 3 石綿肺(管理区分3)でじん肺法所定の合併症のない者 800万円
- 4 石綿肺(管理区分3)でじん肺法所定の合併症のある者 950万円
- 5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺(管理区分4)、良性石綿胸水である者 1150万円
- 6 上記1及び3により死亡した者 1200万円
- 7 上記2、4及び5により死亡した者 1300万円

※ 就労期間が一定期間に満たない場合は減額、また肺がんの場合喫煙歴により減額されます。  
※ 症状が進行した場合は差額請求が可能です。

**労災や救済法で認定されている方は、給付金が支給される可能性があります。**

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)からの請求が可能です。  
※ 症状によっては、労災の認定基準に達していなくても給付金が支給される可能性もあります。

# 建設アスベスト被害にあわれた方、 労災または救済法の認定を受けている方へ

建設アスベスト被害は、  
国と建材メーカーが生み出したことが法的に確定しました。  
加害者は被害者に賠償する義務があります。  
被害を受けた方が、国・建材メーカーに賠償を請求し、  
正当な補償を受けることは当然の権利です。

いま、わたしたちにできることは・・・

## 国の賠償給付金を 申請しよう

申請方法等は今後厚生労働省から発表されます。

労災または救済法の認定を受けていない方は、労災または救済法の手続きも同時におこないましょう。

また、自らの病状や職歴が労災や賠償給付金の対象になるかどうかかわからない場合もお問い合わせください。

## 建材メーカーに 賠償金を請求する 裁判に参加しましょう

最高裁は、アスベスト被害を生んだ責任は建材メーカーにもあると認定しました。

被害に見合う補償を実現し、さらに将来の被害者も含めて全面的に仲間を救済するための「補償基金制度」を創設するために力を貸してください。

建設アスベスト被害に対する補償は、**2階建て**の構造になっています



お問い合わせは・・・ **給付金制度創設**を勝ちとるため、**長年**にわたって**原告**とともにたたかった  
**組合 & アスベスト訴訟原告代理人弁護士事務所へ!**

### 組合

福岡県建設労働組合県本部

TEL: 092(511)4703

(福岡県下に13か所の事務所があります)

### 協力弁護士 事務所

福岡第一法律事務所	(福岡市中央区)	TEL: 092(721)1211
北九州第一法律事務所	(北九州市小倉北区)	TEL: 093(571)4688
久留米第一法律事務所	(久留米市)	TEL: 0942(38)8050
かすが法律事務所	(春日市)	TEL: 092(581)3034
女性協同法律事務所	(福岡市中央区)	TEL: 092(751)8222
ちくし法律事務所	(筑紫野市)	TEL: 092(925)4119
福岡南法律事務所	(福岡市南区)	TEL: 092(554)7110
はかた法律事務所	(福岡市博多区)	TEL: 092(409)8333